

「街路樹による良好な景観づくり事業」における  
除草・草刈・中低木刈込に関する特記仕様書

横浜市 道路局  
令和6年4月

第1条（適用の範囲）

この仕様書は、横浜市の「街路樹による良好な景観づくり事業として、除草・草刈・中低木刈込を行う場合に適用する。

第2条（目的）

本事業は、市民が良好な緑を実感できるように、多くの市民の目に触れる主要施設（駅・区役所など）周辺及び区の代表的な路線の中から指定した路線の植樹帯の除草・草刈・中低木刈込を行うものである。

第3条（看板の掲示）

受託者は、本事業による作業にあたっては、「横浜みどり税を活用して実施しています」等の表示を現場に掲示すること。

第4条（資料写真の撮影）

本事業は市民が良好な緑を実感できるように行うものであるが、その成果の記録資料とするため、受託者は施工管理用の写真とは別に、作業施工前後（同一地点・アングル）の写真を工事看板なしで撮影し、電子データで提出すること。提出箇所数はすべての実施箇所の中から1か所以上とする。

第5条（事業実施報告）

受託者は、本事業でおこなう除草・草刈・中低木刈込の実施箇所の案内図（主要施設周辺のおよその位置がわかる程度）と監督員が用意するエクセルファイルに上記実施箇所ごとの作業面積を入力して提出すること。